

薬生食輸発0613第2号
令和4年6月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年6月7日付け薬生食輸発0607第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾールについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。